

日本語の終助詞「ね」の持つ基本的な機能について

北野 浩章

1 はじめに

終助詞「ね」は、日本語の日常の会話で最も頻繁に用いられるものの一つである。ここ数年、情報伝達の観点からの「ね」の意味・機能に関する論考が多くみられるが、本稿もまた、そのような試みの一つである（注1）。

2 先行研究

まずはじめに、最近の「ね」の研究のうち重要なものを概観し、有益な議論や問題点などを指摘したい。「ね」が持つ機能については、これまで大別して二通りの見方が提案されている。それらをここでは「共有情報説」「内部確認行為説」と呼ぶことにし、順に検討する。

2.1 共有情報説

「ね」に関する研究のほとんどがこの見方を採っていると言ってよいだろう。大まかに言えば、「ね」は話し手と聞き手の共有情報を表示するのに用いられる、という点に共通点が見いだせる。もちろん、研究によってそれぞれ表現の仕方は異なり、共有情報とはどのような性格のものかについても、違いがある。

例えば大曾(1986)は、相手に確認を求める「ね」、相手に同意を求める「ね」、さらに同意を示す「ね」を区別し、結論として「ね」は、「原則として話し手と聞き手の情報、判断の一致を前提とする」(p.93)と述べている。また益岡・田窪(1989)も、大曾(1986)と同じ立場で、「『ね』は、基本的には、相手も当該の知識を持っていると想定される場合に用いられる。自分の知識と相手の知識が一致していると想定し、これを相手に確認する場合には『同意』になり、自分の知識が不確かな場合に、相手に知識を求めるときは『確認』になる」(p.48)と述べている。

(1)a. 今日はいいい天気ですね。(同意要求)

b. ええ、そうですね。(同意) (大曾1986:91)

c. 彼は確か岡山出身だったね。(確認(要求)) (益岡・田窪1989:48)

以上が「ね」の機能に関する標準的な説であると言ってよいだろう。共有情報説が主張する「ね」の性質には二つの側面がある。一つは、「ね」が共有情報であることを示すという点、もう一つは、(1a)の同意要求、(1c)の確認のように、「ね」には聞き手に対する要求が伴うという点である。

次に、機能論的な理論の枠内で「ね」を規定したものとしては、森山(1989)の

「聞き手情報配慮非配慮の理論」、神尾(1990)の「情報のなわ張り理論」がある。これらも、「ね」に関しては共有情報説の一つと位置づけることができる。森山(1989)は、「平叙文におけるネの意味とは当該発話に関する情報が聞き手にも存在するという、話し手の仮定の表示ー聞き手情報配慮の表示ーであると思われる」(p.107)と述べている。この規定では、共有情報をマークする「ね」の機能のみが重視されている。

神尾(1990)は、ここで取り上げる「ね」の研究の中では最も包括的なものであるので、少し詳しく検討しよう。「ね」に関する規定は次の三つである。

- (2)a. 「ね」自身の性質を規定する条件：「ね」は話し手の聞き手に対する〈協応的態度〉を表す標識である。〈協応的態度〉とは、与えられた情報に関して話し手が聞き手に同一の認知状態を持つことを積極的に求める態度である。
- b. 必須要素としての「ね」の用法を規定する条件：話し手と聞き手とが既獲得情報 (ALI)として同一の情報を持っていると話し手が想定している場合、話し手の発話は「ね」を伴わねばならない。
- c. 任意要素としての「ね」の用法を規定する条件：話し手が自己の発話により特に協応的態度を表現したい場合、話し手の発話は「ね」を伴うことが出来る。
- (神尾1990:77-8)

先ほど述べた「ね」の二側面でいえば、(2a)は聞き手に対する要求を表す機能、(2b)は共有情報のマーカーとしての機能である。

次に、なわ張りの概念で「ね」の分布が予測できるかどうかを検討してみよう。表1に示されるようにこの理論では、情報のなわ張り関係と、それぞれの場合に適切な文形が定められている。しかしこれは、聞き手のなわ張りの内にあれば「ね」が適切であるというだけであり、「ね」がこのように分布しているということではない。

表1 情報のなわ張り関係と、それぞれの場合に適切な文形 (p.32)

		話し手のなわ張り	
		内	外
聞き手の なわ張り	外	A 直接形	D 間接形
	内	B 直接ね形	C 間接ね形

「ね」が必須なのか、任意なのかを規定したのは(2b,c)であり、それによれば、話

話し手と聞き手が同一の情報を持っている場合は「ね」が必須要素、それ以外は任意要素ということである。ここで話し手と聞き手が同一の情報を持っているという場合、表1のB、Cだけでなく、A、Dの一部の情報も指している。A、Dの情報、すなわち聞き手のなわ張りの外にある情報には、聞き手の持っている（知っている）情報と、持っていない（知らない）情報がある。話し手と聞き手が同一の情報を持つためには、当然、聞き手にとっても既知の情報でなければならない。なお、言うまでもないことであるが、ある情報が話し手のなわ張りの内にあっても外にあっても、それは話し手の既知情報である。また、聞き手のなわ張りの内にある情報は、聞き手の既知情報である。

以上のことを考慮して表1を修正すれば、表2のようになる。「ね」が必須であるのはA2、B、C、D2であり、任意であるのは残りのA1、D1である。つまり、「ね」の分布に決定的なのは聞き手のなわ張りの内か外かということではなく、聞き手にとって既知情報か、未知情報かということなのである（同じ趣旨の指摘は金水（1991a）でもなされている）。

表2

	話し手のなわ張り	
	内	外
聞き手の未知情報	A 1	D 1
	A 2	D 2
聞き手の既知情報	B	C

なお、森山(1989)の聞き手情報配慮非配慮の理論も、神尾(1990)の情報のなわ張り理論も、「ね」のみを扱っているわけではなく、「ね」の分析はその一部に過ぎない。本稿は、それぞれの理論全体の妥当性を問う用意も、余裕もない。あくまでも「ね」に関する議論のみに焦点を当てていることを断っておきたい。

金水（1991a）は、話し手と聞き手の仮説の強弱関係（＞、＝、＜のいずれか）と、話し手の仮説の強さ（完全、弱のいずれか）を分類し、それぞれの組合せから可能な五つのパターンを取り出し、それらの発話行為を「知らせ」「同意要求」「確認」などに分類している。そこで提出されている「ね」の機能は、神尾(1990)の説に小修正を施したものである。

- (3)「ね」は、現在の発話内容に関して、話し手の持っている仮説と聞き手の持っている仮説とが同一であり、かつ話し手の仮説が聞き手のそれより強くないことを示す必須の標識である。（p.30）

これは、(2b)に仮説の強さの規定を加えたものであるが、この小修正の持つ意味は大きいと考えられる。神尾(1990)の情報のなわ張り理論とは、「心理的距離の概念に基づく情報表現の理論」(p.83)、すなわち、与えられた情報がどのような領域(話し手、聞き手それぞれのなわ張りの内または外)に属しているか、ということに関する理論であるが、そこでは情報は静的なものと考えられており、動的な情報のやりとりという観点が欠けている。金水(1991a)における伝達の発話行為とは、情報交換によって自らの仮説を確かなものにするという目的を持った行為である。そこで示唆されているのは、話し手の仮説が聞き手の仮説より強くない場合に、聞き手に同意要求や確認をするという「ね」の側面である。なおこの点は、金水(1991b)でより明確に、次のように述べられている。「ちなみに書評者は、(特に文末の)終助詞の機能は、相手の知識で自分の知識を確認しようとしているのか、自分の見解に同意を求めているのか、聞き手がまったく、あるいは不確かにしか知らない情報を教えようとしているのか、といった発話の意図の部分的表明であると考えている」(p.116)。

以上が共有情報説のあらましであるが、この他に益岡(1991)の「ね」の分析も、共有情報説と言ってよいと思われる。

2.2 内部確認行為説

次に検討するのは、共有情報説とはまったく違う観点からの「ね」の分析である。内部確認行為説は蓮沼(1988)で示されているもので、「ね」の基本的用法は次のようなものであるとされる。

- (4)発話時において自分が述べようとしていることと、他の何らかのよりどころとなるものとの間に、食い違いがないということを、話し手が話の場に持ち出し確認する。(p.95)

具体例としては、次のようなものである。

- (5)A:理想の女性は?

B:やっぱり、しとやかで優しい女^{ひと}ですね。

この例では、「自己の内部知識、記憶といったものに照らして、今述べていることが確かにそうだということを、話し手が確認しつつ発言している」といったプロセスが読み取れるが、それを示しているのが他ならぬ『ね』だと考えられる」(p.95)のに対し、

- (6)A:お住まいはどちらですか?

B:*神戸ですね。

が不適格なのは、自分の住所を述べるのにわざわざ自分の知識や記憶を吟味する必要がないから、ということである。

確かに非常に説得力のある例である。標準的な共有情報説では、これらの例を説明できない。(5B)の発話が共有情報であるはずがないからである。森山(1989)であれば、実際には共有情報でなくても「ね」が用いられる事実を、聞き手情報配慮の拡大解釈によって説明するであろう。森山(1989)では次のように述べられている。「…聞き手も話し手と情報を共有させようという期待(?)が大きいのではないだろうか。もう少し正確に言うならば、聞き手に当該発話の内容に関する情報がすでに存在しているのと同様に、聞き手に理解・共感が可能だと仮定しての発話だと言えるかもしれない。これも、聞き手情報の配慮ということを極度に拡大解釈すれば、聞き手における情報の処理を配慮していることになり、ここで述べる聞き手情報配慮ではないにせよ、それにつながるものである」(p.108)。また、神尾(1990)なら、あたかも共有情報であるかのように想定することにより、「仲間意識または連帯感を表現して、発話に丁寧さを加える働きをする」(p.65)、すなわち(2a)の協応的態度を表現したい場合である、という説明になるだろう。次の任意要素の「ね」の例は、(5)と同じタイプであると考えてよい。

(7)X:これ、おいくらですか?

Y:a.600円ですね。

b.600円です。

(神尾1990:65)

ここにおいて、共有情報説と内部確認行為説は異なる説明を与えることになる。しかしながら、森山(1989)、神尾(1990)でも、(6)は説明できないのではないだろうか。例えばなわ張り理論で考えると、(6B)の状況で協応的態度を示すことは可能だと思われるのに「ね」を用いることができない理由を、なわ張り理論は与えてくれない(注2)。

内部確認行為説の問題点としては、「ね」の使用と内部確認行為は一対一で対応するのか、ということがある。例えば次の例を考えてみよう。

(8)a.うーん、どんなに考えても、思い出せませんね。

b.うーん、どんなに考えても、思い出せません。

(9)A:この服、似合うでしょうか。

B₁:そうですねえ、悪くないと思いますね。

B₂:そうですねえ、悪くないと思います。

「うーん」や「そうですねえ」といった表現によって、内部確認行為らしきものがあるように感じられるが、微妙なニュアンスの差はあるにせよ、「ね」はあってもなくても適格である。内部確認行為があれば必ず「ね」が付くわけではないとすれば、「ね」と内部確認行為を積極的に関連づけることは難しいように思われる。

以上、「ね」に関する二つの大きな説を概観した(注3)。両説で取り上げられている「ね」は、タイプを異にしているようにも思える。そこで、分析にあたって

二種類の「ね」をまず区別してしまうことも一つの方法かも知れない。しかしながら本稿は、両者に共通する根本的な意味・機能があると考ええる。

3 「ね」の基本的な機能

3.1 提案

Givón (1990)では、発話行為の連続性(speech act continuum)に関する議論が展開されている。それによれば、例えば平叙文と疑問文(典型的な発話行為としては、陳述と質問)を従来のように文類型として、相互に排他的で、対立・断絶したものととらえるのではなく、あくまでもプロトタイプであり、両者の間には様々な程度の中間的な文が存在すると考える。Givón による英語の例は、次のようなものである(p.818)。

(10) most prototypical declarative

- a. Joe is at home.
- b. Joe is at home, I think.
- c. Joe is at home, right?
- d. Joe is at home, isn't it?
- e. Is Joe at home?

most prototypical interrogative

日本語にもこのような中間的な発話行為、自分の考えも述べつつ、同時に相手の反応を求めるといような発話があっても不思議ではない。(10b,c,d)などを、もし日本語で表現するとすれば、「ね」「よね」「でしょ」といった終助詞を用いるのが適当である。本稿では英語との対照や、他の終助詞との比較を行なう用意はないが、「ね」の基本的な意味は、単なる平叙文でも疑問文でもない、その中間的な性質の文に求めることができると考える。

そこで、「ね」の基本的な機能を次のように規定する。

(11)終助詞「ね」の基本的な機能：

「ね」は、聞き手に対し、話し手の発話が妥当かどうかを確認するために用いられる。

すなわち、発話に「ね」を付けることにより、その発話が妥当であるかどうかを、聞き手に問う、という点に「ね」の基本的な意味がある、と考える。「私はこう思うが、どうですか」といような気持ちを「ね」によって表すと言ってもよい。以下ではこの機能を、簡単に「発話確認」と呼ぶことにしよう(注4)。

3.2 共有情報説との比較

まず共有情報説との関連で、本稿の立場を明らかにしたい。聞き手に対し、発話が妥当かどうかを確認するということは、聞き手に対して一種の要求を行なっているわけで、その意味では、同意要求や確認に通じるものである（ただ、同意要求と確認の差は厳密に規定されているわけではなく、程度の差に過ぎないと考えられる。本稿の発話確認は、従来「ね」の機能として漠然と言われている同意要求や確認を、より正確に規定したものである）。しかしながら、2.2 の内部確認行為説から明らかなように、共有情報という前提は不要であると考ええる。ましてや、「ね」が共有情報であることを示す一種のマーカーであるという考えは、本稿の立場では容認できない。例えば、

(12)a. 今日は暑いですね。

b. 今日は暑いです。

のような、「ね」が付いた文と付かない文の違いを考えてみよう。(12a)は共有情報で、(12b)はそうではない、ということも違いの一つであろう。しかし、話し手が聞き手との共有情報を発話することにどんな意味があるのだろうか。素朴に考えれば、伝達価値はゼロである。これはかなり根本的な問題だと思われるが、「ね」を単なる共有情報のマーカーにとらえるのでは、この疑問に答えられない。(12)の二文の決定的な違いは、(12b)が「今日は暑い」という話し手の意見表明であるのに対し、(12a)は話し手の意見表明と同時に、聞き手の意見を求める文であるということである。つまりこの二文の伝達意図は、そもそもまったく違うものとみるべきである。その意味で本稿の立場は、「ね」の機能を同意要求や確認といった発話意図の表明とみる金水(1991a, b)の立場と基本的に一致するものである。

次のような例はどうだろうか。

(13)〈天文学や物理学に関して全く門外漢である人物が天文学の専門家に対して〉

a. 月の表面の重力は地表の約6分の1だそうですね／らしいですね。

b. *月の表面の重力は地表の約6分の1です(よ)。(神尾1990:39)

この情報は聞き手(天文学の専門家)にとってはなわ張りの内に属し、話し手(門外漢)にとってはなわ張りの外に属するため、間接ね形を用いた(13a)が適切であり、直接形を用いた(13b)は不適切である、というのが神尾(1990)の説明である。一方、本稿の説明は次のようになる。話し手が自らの不確かな「月の表面の重力は地表の約6分の1だそうだ／らしい」という知識を発話し、同時にその妥当性を聞き手に確認しているのが(13a)である。一方、(13b)が不適切なのは、門外漢が天文学の専門家に、月の表面の重力に関する事実を一方的に伝達することが、現実の状況としてあり得ないからである。

同じく神尾(1990)の次の例を検討してみよう。

(14)a. ちょっと、郵便局行ってきます。

b. ちょっと、郵便局行ってきますね。 (神尾1990:76)

(14b)の「ね」は任意要素であるが、神尾(1990)の説明は、「『私は郵便局へ行ってきますから、そのことをよく承知しておいてください』ということであり、『私が郵便局に行くことをあなたに関わりのあることにしたい』という希望が込められている」となっている。発話確認の「ね」による説明も、これとほぼ同じことになるだろう。郵便局に行くという話し手の意志を発話し、その妥当性を問うのが、(14b)の「ね」である。

同じ文でも、次の例のように、話し手の意志のみを表明すべき状況で、発話確認の「ね」を用いると不自然である。

(15)A: どこへ行くんですか。

B: ?? ちょっと、郵便局行ってきますね。

3.3 内部確認行為説との比較

次に、内部確認行為説を本稿の主張との関連で議論する。内部確認行為説で取り上げられている「ね」は、内部確認行為が感じられること以外は文意に差を生まないように思われる。それでは、この「ね」は内部確認行為の存在を示すマーカーなのだろうか。

本稿の結論としては、このような「ね」もやはり発話確認の「ね」である。ただし、聞き手に確認を求める力は小さいか、ほとんどない。このタイプの「ね」も、「私はこう思うが、どうですか」という意味を保持しているので、話し手は聞き手に、いわば「おうかがいをたてつつ」発話していることになる。つまり、聞き手に対して直接的な言い回しを避け、聞き手を尊重する態度を示すわけである。その結果、「ね」のない文が独断的に響くのと対照的に、「ね」が付加された文はやわらかな印象を与えるが、これは「私はこう思うが、どうですか」という「ね」の意味に由来するのである。

(16)a. 私はそうは思いません。

b. 私はそうは思いませんね。

(17)a. この人は、本当に歌がうまいです。

b. この人は、本当に歌がうまいですね。

このような「ね」は、強いて言うとするれば、聞き手を尊重するために用いられる「ね」である。Givón (1990)が、“In communicating an interlocutor of higher status, one downgrades one’s own subjective certainty.” (p.823) と述べているように、話し手が主張の強さを何らかの方法で弱めることにより、聞き手に丁寧

さを示すことは、十分あり得ることである。日本語においては、発話確認をする必要のない状況で「ね」を使うことが、話し手の主張を弱める方法の一つだと考えられる。

以上のように、「ね」は内部確認行為のマーカーではないというのがここでの主張である。しかしながら、内部確認行為という仮定が間違っていると主張するわけではない。むしろ「私はこう思うが、どうですか」というパラフレーズが示すように、話し手に何らかの思考があることは認めている。確認の力が弱いため、「どうですか」の部分から「私はこう思う」に重点が移り、内部確認行為が強く感じられるようになる、と言えるかも知れない。ただ「ね」を特徴づける際に、内部確認行為と「ね」が直接つながるものとしてよいかどうかは問題である。2.2でも述べたように、内部確認行為と「ね」が一对一で対応しない以上、内部確認行為によって「ね」の機能を規定するのは無理があると思われる。「ね」を特徴づけるのに最も重要な性質は、内部確認行為の有無ではなく、発話確認という一種の発話行為の遂行である。本稿は、発話確認を「ね」の基本的な機能とし、発話される状況により、確認の力が強く発揮されて共有情報説で言う同意要求、確認になることもあれば、確認の力が弱くて聞き手尊重の効果が強くなることもある、と考える。

なお、どのような発話にも聞き手を尊重するための「ね」が使えるかということ、もちろんそうではない。「ね」が可能な例としては、(5)の他に、蓮沼(1988)に示されている話し手の感想、回想、予想などを述べる場合である。

(18)A:家族を犠牲にしても彼女を愛せる？

B:分かりませんね。

(19)A:大震災当時の東京はどんな様子でしたか。

B:そりゃあひどいもんでしたね。

(20)A:大恐慌は本当に起こるのでしょうか。

B:起こると思いますね。

(蓮沼1988:94)

この他、話し手の希望、要望なども「ね」が可能である。

(21)a. 将来は女優を目指したいですね。

b. 目先のことにとらわれず、大きな目標を持ってほしいですね。

一方、「ね」が使えない場合というのは、(6)の自分の住所のような場合である。「ね」が使えない理由を、内部確認行為がないから、と考えることもできるが、本稿の「ね」の基本的な機能からすれば、聞き手に発話の妥当性を確認する必要がないなら、「ね」が使えないのは当然である。例えば、話し手にとって既定の事柄、自明の事実などがその例である。

(22)A:君、試験の結果はどうでした。

B:*合格しましたね。

(23)A:不正な株取引は、本当にやってないですね。

B:*絶対にやっていませんね。

(24)A:本当にこの仕事を引き受けるつもりですか。

B:*そうですね。

(25)A:どうして中に入れてくれないんだ。

B:*規則だからですね。

3.4 発話確認と質問

「ね」の機能である発話確認は、単なる質問でも陳述でもない、その中間的な性質を示す。この節では、発話確認と質問の関係について簡単に述べる。発話確認文と質問文（典型的には終助詞「か」の付加された文）の共通点は、聞き手から情報を引き出す働きを持っていることである。

(26)a. お子さんは二人ですか。

b. お子さんは二人ですね。

(26a) は、発話内容が正しいかどうかを聞き手に問うものであり、例えば話し手は、聞き手の子供の数は三人だと信じているかもしれないが、そういった話し手の信念や期待は文の表現からは読み取れない。一方(26b) は、話し手の信念や期待を言語化して発話し、その妥当性を聞き手に確認するものである（「私はお子さんは二人だと思いますが、どうですか」）。このことは、次の例を見れば明白である。

(27)a. お子さんは二人ですか、三人ですか。

b. *お子さんは二人ですね、三人ですね。

話し手の信念や期待は質問文では表現されないのだから、互いに排他的な二つの命題を並べた選択疑問の形にしても、(27a) のように適格である。しかし、発話確認文は話し手の信念や期待がそのまま発話に表れるため、矛盾する二つの信念を表現した(27b) のような発話確認文はあり得ない。

また、「ね」は基本的には、疑問語を含む文に「か」の代わりに使うことはできない。疑問語が含まれているので、話し手の信念や期待を表す文としては不完全なものだからであろう。

(28)a. 誰がこんなことしたんですか。

b. *誰がこんなことしたんですね。

(29)a. どうやってやればいいんですか。

b. *どうやってやればいいんですね。

(30)a. どちらにお住まいですか。

b. *どちらにお住まいですね。

ただし、「だろう」およびその丁寧形「でしょう」を用いた文なら、疑問語を含ん

でいても「ね」を付加することは可能である。これらは質問文ではあるが、質問の答えを積極的に要求しているのではなく、自問型の質問文、すなわち疑念の表明にとどまっている文であり、話し手が表明する疑念を、聞き手に確認することは可能なのである。

(31)a. 誰が来るだろう（か）。

b. 誰が来るだろうね。

(32)a. いつまで待たされるんでしょう。

b. いつまで待たされるんでしょうね。

3.5 ムード表現と「ね」

この節では、「ね」の発話確認と、提案、依頼、命令、禁止などのムードが相関する現象を考察する。なお、命令と禁止は、丁寧なものと同んざいなものの二つを区別する。これらのムードを、聞き手に対する強制力の強さの順に並べれば、次のようになろう。

(33)提案 < 依頼 < 丁寧な命令・禁止 < 同んざいな命令・禁止

さて、以下の例から明らかなように、「ね」は、提案、依頼、丁寧な命令の表現とは共起できる。提案、依頼、命令の発話を行なって、その発話の妥当性を確認するということはある得る。ところが、同んざいな命令は、その有無を言わさない強制力のため、発話確認とは相容れないようである。

[提案]

(34)a. 一度先生にうかがってみたらどうでしょう。

b. 一度先生にうかがってみたらどうでしょうね。

(35)a. 思い切って彼にこの仕事をまかせてみるというのはどうでしょう。

b. 思い切って彼にこの仕事をまかせてみるというのはどうでしょうね。

[依頼]

(36)a. こちらにお名前をご記入ください。

b. こちらにお名前をご記入くださいね。

(37)a. お願いですからもう電話しないでください。

b. お願いですからもう電話しないでくださいね。

[丁寧な命令・禁止]

(38)a. 寝る前に歯を磨きなさい。

b. 寝る前に歯を磨きなさいね。

(39)a. ここで煙草を吸ってははいけません。

b. *ここで煙草を吸ってははいけませんね。

[ぞんざいな命令・禁止]

(40)a. もっと勉強しろ。

b. *もっと勉強しろね。

(41)a. みつともないことするな。

b. *みつともないことするなね。

なお、(39b)に見られるような丁寧な禁止については、「ここで遊んではいけませんね」のような、子供に対してやさしく諫めるような場合ならかろうじて許容されるかも知れないが、それでも少し不自然であろう。丁寧な命令と禁止とでは、質的に違いがある。(42)のように「～しなさい」は、聞き手に対する命令以外の意味を持たないのに対し、(43)の「～してはいけません」は、してはいけないことを述べている表現であり、時に非明示的な命令のムードを担う。

(42)a. あなたはもっと勉強しなさい。

b. *彼はもっと勉強しなさい。

(43)a. いくら君でも、こんなことしてはいけません。

b. いくら彼でも、こんなことしてはいけません。

聞き手がしてはいけないことを述べ、それを聞き手に妥当かどうかを確認することになるため、不適切な表現になるのであろう。同様に、許可を与える表現の「～してもいい」「～してもかまわない」も、聞き手がしてもいいこと、構わないことを述べる表現であるから、基本的には「ね」とは共起できない。ただし、内部確認行為を感じることができれば許容されるかも知れない。

[許可]

(44)a. ここなら煙草を吸ってもいいです。

b. *ここなら煙草を吸ってもいいですね。

(45)a. これは自由に使ってもらって構いません。

b. *これは自由に使ってもらって構いませんね。

3.6 文末モダリティ形式と「ね」

最後に、文末モダリティ形式と「ね」が相関する現象を考察しよう。ここで取り上げるモダリティ形式（証拠推量形式 (evidential) などとも呼ばれる）は、「ようだ」「みたいだ」「らしい」「そうだ」の四つで、ポイントは伝聞の「そうだ」である。まずは次の例から検討を始めよう。

(46)A: 田中君はまだいるかね。

B₁: もう帰ったようですね。

B₂: もう帰ったみたいですね。

B₃: ?もう帰ったらしいですね。

B₄:*もう帰ったそうですね。

ここで、Aは会社の上司で、Bと田中君は部下であるとしよう。Aが部屋に入ってきて、Bにこのように尋ねたとする。もしBが部屋を見渡して、田中君がいなかったら、「ようだ」「みたいだ」を用いて答えるのが適当である。ここで「ね」を付加することは何ら問題はない。また、他人から何らかの情報を得て、田中君が帰ったとBが判断した場合、「ようだ」も（若干許容度は落ちるようだが）「ね」とともに用いることは可能である。しかしながら、伝聞情報であることを示す「そうだ」を「ね」とともに用いることはできない。

ここでは、これらモダリティ形式の詳細な意味記述をすることが目的ではない（注5）。この節の議論は、「ね」との結びつきにおいて「そうだ」のみ、許容度が低いという点に焦点を絞ることにする。「そうだ」と他のモダリティ形式の違いは、おそらく次の点に求められるのではないかと。まず、「ようだ」「みたいだ」は、視覚など、自分の体験によって得た証拠をもとに、推論を行なったことを示す形式である。「らしい」も、伝聞など、間接的な証拠をもとに、話し手が推論を行なったことが示唆されているとみてよい。それに対し、伝聞の「そうだ」は、情報内容に関して話し手の関与がなく、あくまでもよそから得た情報をそのまま伝える形式である。つまり、「ようだ」「みたいだ」「らしい」には、程度の差こそあれ、話し手の推論が関与しているのに対し、「そうだ」にはそれがない。この点が、「ね」と結びついた場合の許容度の差につながっていると考えられる。すなわち、「そうだ」によって示される伝聞情報の内容は、話し手が確からしさに関しては責任を負っていない。そのため「ね」を付加すれば、通常の解釈では、聞き手に発話の妥当性を確認する力が強く出るのだと考えることができる。従って、質問に対する応答を要求されている(46)のような状況で、「ね」を用いると不適切になる。

一方、「ようだ」「みたいだ」「らしい」に「ね」がついた場合、発話内容には話し手の推論が関与しているため、(46)のような場面では「ね」の持つ発話確認の力は弱く、むしろ聞き手を尊重する効果が重要である。

「そうだ」が不適切な例を追加しておこう。なお、以下の例にも微妙なものがあり、適格性の判断は人によって揺れがあることが予想される。しかしながら、「そうだ」のみが他のモダリティ形式に比べ、許容度が落ちるという事実は納得されるであろう。

(47)〈渋滞した高速道路で〉

A: どうしてこんなに渋滞してるの。

B₁: この先のトンネルで事故があった {ようだ/みたいだ/?らしい} ね。

B₂: *この先のトンネルで事故があったそうだね。

(48)A:評論家は、今後の景気の見通しについて何と言っていましたか。

B₁:だんだん悪くなる{よう／みたい／らしい}ですね。

B₂:*だんだん悪くなるそうですね。

(49)A:彼の奥さんて、どんな人ですか。

B₁:面白い人{のよう／みたい／らしい}ですね。

B₂:??(聞いた話ですが、)面白い人だそうですね。

(50)A:梅雨明けはいつ頃ですか。

B₁:まだ当分、明けない{よう／みたい／らしい}ですね。

B₂:??まだ当分、明けないそうですね。

(51)〈人が大勢集まっているのを見て〉

A:いったい何があったんですか。

B₁:交通事故{のよう／みたい／らしい}ですね。

B₂:??交通事故だそうですね。

(52)A:例のコンサートのチケット、残っていませんか。

B₁:あちこち問い合せてみましたが、やはりもう売り切れた{よう／みたい／らしい}ですね。

B₂:?あちこち問い合せてみましたが、やはりもう売り切れたそうですね。

しかしながら「そうだね」が、質問に対する応答の場面で、常に許容度が低いというわけではない。

(53)A:これから景気はどうなるだろう。

B₁:だんだん悪くなる{よう／みたい／らしい}ですね。

B₂:だんだん悪くなるそうですね。

(54)A:彼の奥さんに会ったことがありますか。

B₁:いいえ、でも面白い人{のよう／みたい／らしい}ですね。

B₂:いいえ、でも面白い人だそうですね。

(55)A:今日もうっとおしい天気だな。一体いつになったら梅雨が明けるのかねえ。

B₁:まだ当分、明けない{よう／みたい／らしい}ですね。

B₂:まだ当分、明けないそうですね。

先の例(48)(49)(50)では質問が直接的で、Bは答えることを迫られている状況であった。そのため、伝聞の「そうだ」に発話確認の「ね」が結びつくとかかなり許容度が落ちた。しかし、(53)(54)(55)では質問が間接的であるため、Bは必ずしも答えを強制されているわけではない。従って、伝聞情報でも発話確認の「ね」が許されるのであろう。

4 おわりに

以上、本稿では「ね」の基本的な機能を、「発話が妥当かどうか、聞き手に確認する」ことであると規定し、様々な現象がこの基本的な機能によって説明されることを示した。本稿は「ね」の抽象的で根源的な意味を探る試みであるが、「ね」の関わる問題は複雑で、多岐にわたる。ここで提出した単純な規定ですべて解決するとは思われないが、今後の研究の一つの方向を示せたのではないかと思う。注1に述べた残された問題も含め、さらに深く検討していきたい。

(注1) 本稿で考察の対象外としたのは、終助詞の複合形「かね」「よね」、他の終助詞(「よ」「でしょ」など)との関係、イントネーション(上昇調、下降調)、「ね」と「ねえ」の違い、「ね」の間投助詞としての用法などである。

(注2) 神尾(1990)で、「話し手の発話により表現される情報が聞き手よりも話し手により深い関わりを持つ内容である場合、『ね』は用いることが出来ない」(p.73)と述べられている。明らかに(5)は、話し手に深い関わりを持つ例であると思われる。神尾(1990)で想定されている例と(5)は、性質を異にするように思われるが、この一般化だけを問題にすれば不適切と言わざるを得ない(もちろん、このような「ね」が、なわ張り理論に直接関連する範囲の外にあるなら、話は別である)。

(注3) この他、談話管理理論(金水(1992)、田窪(1992)、Takubo and Kinsui(1992))にも「ね」の分析がある。

(注4) このような「ね」の規定は、次のような間投助詞としての用法にも通じるものかもしれない。今後の課題である。

これ食べていいでしょ、ね。

こうやればね、簡単に解けるわけです。

ねっ、言ったとおりだろ。

(注5) 詳しくは、寺村(1984)、早津(1988)、益岡・田窪(1989)、森山(1989)、益岡(1991)、田野村(1991)などを参照されたい。

参考文献

大曾美恵子(1986)「誤用分析1 『今日はいいい天気ですね。』—『はい、そうです。』」『日本語学』第5巻第9号, 91-94.

神尾昭雄(1990)『情報のなわ張り理論 言語の機能的分析』東京:大修館書店.

金水敏(1990)「述語の意味層と叙述の立場」『女子大文学(国文編)』第41号.

金水敏(1991a)「伝達の発話行為と日本語の文末形式」『神戸大学文学部紀要』第

18号, 23-41.

金水敏(1991b)「書評論文 神尾昭雄:『情報のなわ張り—言語の機能的分析』」
『言語研究』第100号, 106-119.

金水敏(1992)「談話管理理論からみた『だろう』」『高度な日本語記述文法書作成
のための基礎的研究』平成3年度科研報告.

田窪行則(1989)「文脈理解—文脈のための言語理論」『情報処理』第30巻第10号,
1191-1198.

田窪行則(1992)「談話管理の標識について」『高度な日本語記述文法書作成のため
の基礎的研究』平成3年度科研報告.

田野村忠温(1991)「『らしい』と『ようだ』の意味の相違について」『言語学研究』
第10号, 62-78.

陳常好(1987)「終助詞 —話し手と聞き手の認識のギャップをうめるための文接辞
—」『日本語学』第6巻第10号, 93-109.

寺村秀夫(1984)『日本語のシンタクスと意味Ⅱ』東京:くろしお出版.

仁田義雄(1991)『日本語のモダリティと人称』春日部:ひつじ書房.

蓮沼昭子(1988)「続・日本語ワンポイントレッスン・第2回」『言語』第17巻 第6
号, 94-95.

早津恵美子(1988)「『らしい』と『ようだ』」『日本語学』第7巻第4号, 46-61.

益岡隆志(1991)『モダリティの文法』東京:くろしお出版.

益岡隆志・田窪行則(1989)『基礎日本語文法』東京:くろしお出版.

森山卓郎(1989)「認識のムードとその周辺」『日本語のモダリティ』57-120, 東京
:くろしお出版.

Givón, Talmy. (1984) Syntax: A functional-typological introduction Vol.1.
Amsterdam: John Benjamins.

Givón, Talmy. (1990) Syntax: A functional-typological introduction Vol.2.
Amsterdam: John Benjamins.

Takubo, Yukinori and Satoshi Kinsui (1992) Discourse management in terms
of mental domains. 『高度な日本語記述文法書作成のための基礎的研究』
平成3年度科研報告.

(きたの・ひろあき カリフォルニア大学サンタ・バーバラ校博士課程)